

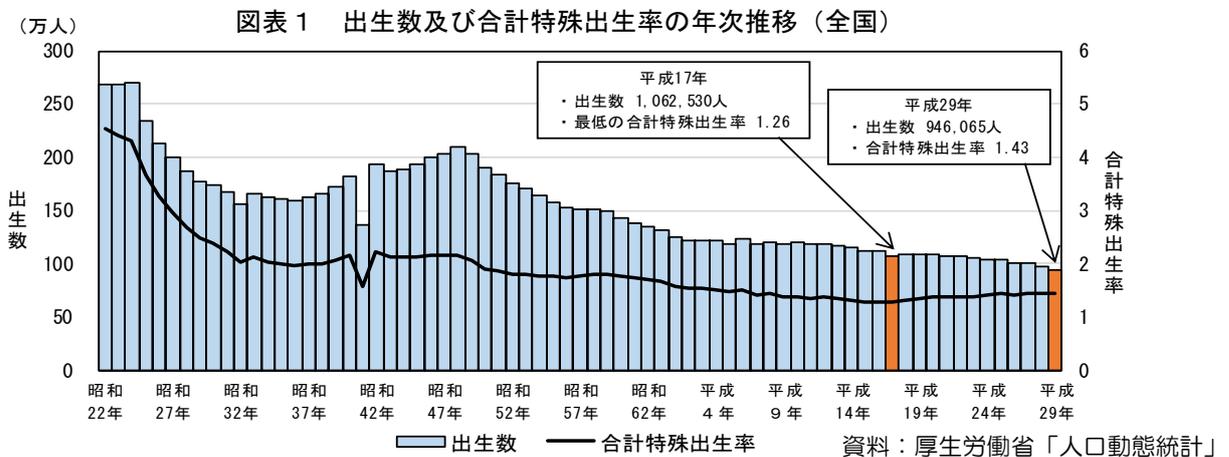


第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国における出生数は減少傾向で推移しており、平成29年には946,065人となっています。また、合計特殊出生率については、平成17年以降、緩やかに増加傾向に転じており、平成29年には1.43まで回復しましたが、人口維持のために必要とされる2.07には依然として大きな隔たりがあります。



地域や家庭では子どもの数が減少するとともに、核家族化の進行や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、質の高い幼児期の教育・保育の確保や子育ての不安に寄り添い孤立をさせないための支援などが求められています。このような中、希望するすべての家庭が子どもを産み育てやすい社会を目指して、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることが求められています。また、次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策を推進することとされています。さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを定めています。

大和市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「大和市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、計画の基本理念である「子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと ～地域と共に子育て・親育ち～」を目指し、子どもが生き生きと育つまちづくりを推進してきました。第一期計画がその計画期間を終えることから、国、県の政策動向や社会情勢・本市の現状を踏まえ、「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。この計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、本市の実情や取り組むべき課題に対応した子ども・子育て支援の計画として策定します。

子ども・子育て支援法 第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関係する計画を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく「大和市次世代育成支援行動計画」

平成27年3月を期限とする「次世代育成支援対策推進法」が、令和7年3月まで10年間延長され、同法8条第1項に規定される「市町村行動計画」の策定は任意計画となりました。

しかしながら、「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」により各種の施策・事業が行われてきたことから、「子ども・子育て支援事業計画」は、同計画の取組を引き継ぐ計画として位置づけます。

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」

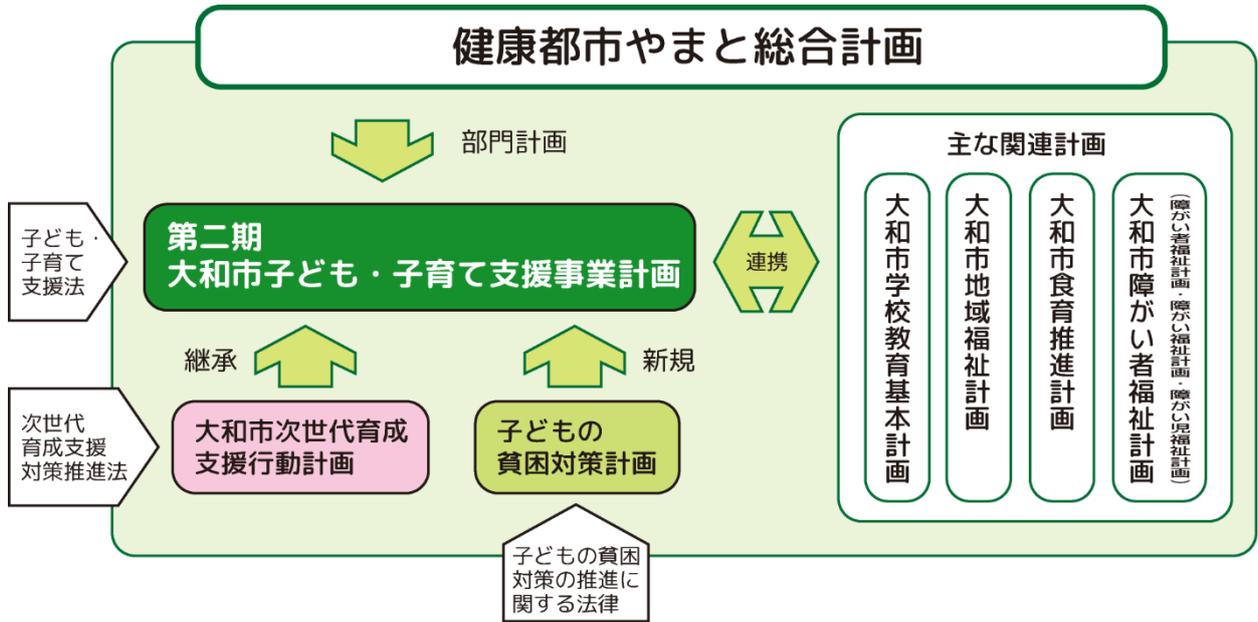
平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。これを受け、国は同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等を定めました。また、令和元年6月に同法が改正され、子どもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となりました。

本市においても、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもたちのことはもちろん、同時に、子どもたちが今後そのような状態にならないような環境を作っていくため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関連施策の推進を図るために、「子どもの貧困対策計画」を包含した計画として位置づけます。

(4) 他計画との関係

本計画の推進により、健康都市やまと総合計画の将来都市像「健康都市やまと」の実現を目指します。また、「大和市地域福祉計画」や「大和市学校教育基本計画」など、本市で実施している関連する計画との整合を図ります。

図表2 本市の他計画との関係



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

図表3 計画の期間



4 計画の策定経緯

子育ての当事者など本計画の対象者、子育て支援事業の関係者、教育・保育関係者などの意見を反映するため、以下の経過を経てこの計画を策定しています。

(1) 0～5歳の子どもを持つ世帯へのニーズ調査の実施

本市の幼児期の教育・保育等に関するニーズや子育てに関する実態を把握し、計画に反映することを目的に、国が示す調査項目を基本として、0～5歳の就学前児童のいる市内3,000世帯を対象とした大和市子ども・子育て支援に関する調査（以下「本市ニーズ調査」という。）を実施しました。調査については、全体で1,927世帯から回答があり、回収率は64.2%でした。回収後、調査結果を分析し、子ども・子育て支援事業のニーズ量の算定を行いました。

実施期間：平成30年11月9日（金）～11月30日（金）

(2) 大和市子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法に基づき、子育ての当事者や、地域で子育て支援に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「大和市子ども・子育て会議」を設置し、幼児期の教育・保育の提供体制のあり方等、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

(3) やまと市民討議会及びパブリック・コメントの実施

より広範に市民の意見や提案を聴取するため、さらには計画策定における透明性を確保するために、やまと市民討議会及びパブリック・コメントを実施しました。

やまと市民討議会実施日：令和元年8月3日（土）

パブリック・コメント実施期間：令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）